



2025年6月30日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 高 島 屋
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 村 田 善 郎
(コード：8233 東証プライム市場)
問 合 せ 先 広 報 ・ I R 室 長 大 江 真 理 子
(TEL 03-3211-4111)

「ESG 自己株式取得」の採用に関するお知らせ

当社は、本日公表いたしました「自己株式取得に係る事項」(株式を取得する期間：2025年7月1日から2025年12月30日まで)におきまして、「ESG 自己株式取得」を採用することといたしましたので、以下のとおり、お知らせいたします。

記

1. 「ESG 自己株式取得」を採用する理由

高島屋グループ(以下、当社)では、持続的な企業価値向上に伴う株主の皆様に対する利益還元並びに経営理念である「いつも、人から。」を全従業員で共有し、すべての人々が21世紀の豊かさを実感できる社会の実現を経営上の重要な戦略と位置付けております。かかる理念の下、今般、自己株式取得という「株主の皆様への利益還元」において、近年、欧州企業で実施されている「すべてのステークホルダー(環境・社会)への還元」を併せて企図した「ESG 自己株式取得(以下、本スキーム)」を採用することといたしました。

2. 「ESG 自己株式取得」の概要

本スキームは、当社が自己株式取得を実施する際、それと関連付ける形で、当社の ESG 関連プロジェクト(以下、ESG 還元策)に資金を拠出する取り組みです。一方で、株主還元が低減しないよう、ESG 還元策に拠出する資金(以下、ESG 拠出金)は、自己株式の市場買付において生じることが期待されるアウトパフォーマンス相当額を上限とします(※1)。

(※1) 買付期間における株価(終日 VWAP 値)の単純平均値をベンチマークとして、立会内市場での買付価格(加重平均価格)がベンチマークよりも安い価格となった場合(ベンチマークよりも安く買付ができた場合)には、その差額(アウトパフォーマンス相当額)を上限として ESG 還元策に資金を拠出します。

本スキームにおいて生じる ESG 拠出金は、当社の ESG 重点課題(※2)への対応に充当する予定であり、具体的な内容については、確定次第、当社のホームページ等で開示いたします。引き続き、生活・文化・地域社会を支えるプラットフォームの役割を發揮し、すべてのステークホルダーと共に、持続可能でこころ豊かな生活の実現に貢献してまいります。

(※2) 当社が推進する ESG 経営における重点課題につきましては、当社ホームページをご覧ください。

<https://www.takashimaya.co.jp/corp/csr/sdgs/>

【ご参考】本日公表いたしました自己株式取得に係る事項の内容

- | | |
|---------------|------------|
| (1) 取得する株式の種類 | 当社普通株式 |
| (2) 取得する株式の総数 | 15 百万株(上限) |

- [発行済株式総数（自己株式を除く）に対する割合：4.9%]
- (3) 株式の取得価額の総額 150 億円（上限）
- (4) 株式を取得する期間 2025 年 7 月 1 日から 2025 年 12 月 30 日まで
- (5) 取得方法 東京証券取引所における市場買付け

以 上